

今後の中学校休日部活動の考え方

1 国・県の動き

- ・ 現在、中学校の部活動は、学習指導要領において学校教育の一環に位置付けられており、学校教職員による指導が行われている。
- ・ 少子化が進む中で生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくりや、部活動が教職員の長時間勤務の一因となっていることが課題となっている。
- ・ 以上を踏まえ、文部科学省や愛知県のガイドライン等に基づき、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされている。

地域移行：地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域クラブを設立し、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する取組のことで、学校部活動を地域クラブ活動に移行すること。

地域連携：部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりする取組のこと。

2 これまでの検討

- ・ 令和4・5年度の2年にわたり、教育委員会事務局職員と学校代表教職員で構成する小中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、部活動の地域移行について検討を進めてきた。

年度	主な取組
令和4年度	部活動の現状把握 ・ 各中学校の部活動の状況調査 ⇒ 生徒数の推移と推計 ⇒ 部員数、顧問数、参加率の調査 ⇒ 競技未経験の顧問に対するヒアリング ⇒ 地域移行に当たっての課題抽出 ・ 教職員アンケート（無記名） [主なアンケート結果] ⇒ 部活動に携わっても構わないと回答したのは、中学校59名（52%）、小学校43名（20%） ⇒ 携わるに当たり重要な点は「種目を選べること」
令和5年度	地域移行の原案検討 ・ 休日部活動を廃止した際の、「地域移行」の実施主体等を検討 ⇒ 「地域移行」の実施に当たり、不確定要素が多数存在する。 ✓ 中学校総合体育大会の出場資格（クラブチームの参加可否） ✓ 同大会の引率ルール（外部指導者による引率ルールの整理） ✓ 同大会の運営方法（教職員が外れることでの運営への影響） ✓ 同地区大会を開催する近隣市町の動向

令和5年度	⇒ 「地域移行」を実施・検討している市町で確認された課題あり ⇒ 学習指導要領の改訂の動向が不確定 （現行の部活動ガイドラインをベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を次期改訂時に合わせて見直す予定。なお、学校部活動の位置付けの見直しの要否についても議論される。）
-------	--

<これまでの検討における論点整理>

- ・ 不確定要素や課題が多く、休日部活動を廃止して地域クラブを設置・運営する「地域移行」に一斉に移行することは難しい。
- ・ しかしながら、教職員の長時間勤務の是正は急務であり、既に実施している「部活動指導員や外部指導者による指導（「地域連携」に近い取組）」の状況を踏まえ、できるだけ早期に「部活動の地域連携」を実施する。

3 今後の中学校休日部活動の考え方

これまでの検討を踏まえ、今後の中学校休日部活動の考え方を、以下のとおり定める。

(1) 目的

生徒が中学校生活を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を作るためには、以下の2つの視点が重要である。

- ① 生徒の視点
 - ・ 生徒にスポーツや文化芸術活動の幅広い選択肢が提示され、無理なく取り組める一人ひとりに合った活動の機会が提供されていること。
 - ・ 専門的な指導者による、質の高い指導が提供されていること。
- ② 指導者の視点
 - ・ 指導者にとって、指導したいと思えること、指導したい種目であること、指導したい環境であること。
 - ・ 教職員の働き方改革につながる取組であること。

以上の視点を踏まえ、

生徒・指導者の両者から丁寧に意向を聞き取り、生徒が無理なく取り組める一人ひとりに合った活動の機会と質の高い指導を提供するとともに、指導者が指導したいと思う環境を整えることで、中学校生活を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を作ることを目的とする。

加えて、教職員の働き方改革にもつながる取組とする。

(2) 中学校休日部活動の考え方

- 中学校の休日部活動における学校教職員の立場での指導を令和8年3月までに廃止し、引き続き、活動を希望する場合、令和8年4月から「部活動の地域連携」を実施します。
- 「部活動の地域連携」の実施に向けて、部活動の運営と指導方針を見直しします。

① 「学校教職員の立場での指導を令和8年3月までに廃止」する理由

- ・ 部活動が教職員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることへの対応が急務となっている。
- ・ 令和6、7年度に、生徒・教職員を対象にした意向調査を実施し、その結果を踏まえて準備を進めることができる。
- ・ 併せて、地域で部活動の指導を希望される方の募集を行うことができる。

② 「令和8年4月から部活動の地域連携を実施」する理由

- ・ 既に、部活動指導員や外部指導者による指導を行っている部活動があり、現状を踏襲した「地域連携」が本市の実情に合っている。
- ・ 令和4年度に実施した教職員アンケートの結果を踏まえ、引き続き、指導を希望する教職員が部活動に携わることができる仕組みが必要である。(引き続き、教職員が指導を希望する場合、部活動指導員の立場で関わることとする。)
- ・ 4月に、教職員の人事異動の状況を踏まえた各中学校の体制が固まる。

③ 「部活動の運営と指導方針を見直し」する理由

- ・ 生徒が無理なく取り組める活動時間・活動量を改めて検討する必要がある。
- ・ 教職員が兼職兼業許可を受けて、引き続き指導に携わるに当たり、適正な活動時間・活動量を検討する必要がある。

(3) 中学校休日部活動の地域連携による影響

- 生徒と教職員の両者が、引き続き活動を希望する場合、令和8年4月から指導体制を変更した上で、休日の部活動はこれまでどおり実施します。
- 活動を希望する教職員と地域の指導者による部活動指導員が指導を行います。
- 活動を希望する教職員と地域の指導者がいない場合、休日の部活動は行いません。(平日の部活動は、これまでどおり実施します。)
- 部活動の運営と指導方針を見直し、活動時間、活動量のスリム化を図ります。

4 中学校の休日部活動の地域連携に向けて

(1) 休日部活動に関する意向調査

調査の趣旨や質問項目を、生徒及び教職員に事前に説明した上で、休日部活動に関する意向調査を実施します。

<調査項目（イメージ）>

- ・ 生徒向け

休日に活動したいかどうか

（活動したい場合）その条件（活動時間・活動量）

（活動したくない場合）その理由（自由意見・自由記述） など

※ 話し合いによる方法やアンケート調査による方法など、その意向が十分に反映される方法で実施します。

- ・ 教職員向け

休日に自分自身が指導する意向があるか

（意向がある場合）その条件（種目・活動時間・活動量） など

(2) 次に掲げる仕組みを整理します。

- ・ 他校で指導を行う教職員の「教職員部活動指導員」の仕組み
- ・ 大会やコンクールの引率など、部活動指導員として地域人材が活動できる仕組み
- ・ 教職員の兼職兼業の仕組み（時間外労働時間の管理など）

(3) 平日の学校部活動と一体的に実施し、大会やコンクールなどに参加することも想定します。また、平日の部活動顧問と指導方針や生徒に関する情報を共有します。

(4) 教育活動として実施する部活動であるため、引き続き教育委員会事務局で対応します。

5 地域連携のイメージ

種類	（学校）部活動	部活動の地域連携
位置付け	部活動	同左
主体	学校	同左
指導者	教職員	部活動指導員（兼職兼業の教職員含む） ※市や県に登録された地域の指導者を想定
活動日	平日・休日	休日のみ（平日と一体的に実施） ※平日はこれまでどおり学校部活動を実施
大会参加	学校代表として参加	同左
保護者負担	なし	同左